

宮代町

第8号

農業委員会だより



6月13日、無人ヘリコプターによる農薬(除草剤)散布が行われました。耕作面積の規模拡大には、作業効率の向上が必要不可欠です。今後、より一層の普及が期待されます。

目次

農業委員会事務局からの報告	P2
春日部農林振興センターからの「ミニ便り」	P3
遊休農地解消活動、編集後記	P4



農業委員会事務局からの報告



農地法第3条第2項第5号に規定される『別段の面積』について

『別段の面積』とは、農地法第3条の許可(農地を農地として権利を取得する許可)申請をする際、満たさなければならない基準のうちの一つです。これを一般に下限面積要件といい、その中で、「農地の権利取得後の経営面積が原則として都府県では50 a (北海道では2 a)以上になること」と規定されています。

この下限面積は、農業委員会がその地域の実情を考慮し、50 a 未満の『別段の面積』を設定することができるかとされており、そこで、宮代町農業委員会では、平成26年6月の総会において以下のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

▼農地法施行規則第17条第1項に基づく別段の面積の設定については『設定しない』ものとする。

[理由]宮代町における経営規模については、埼玉県の平均的な経営規模とほぼ同様であり、管内農家の経営規模の100分の40にあってもおおむね50 a となっているため。

▼農地法施行規則第17条第2項に基づく別段の面積の設定については『設定しない』ものとする。

[理由]耕作放棄地の状況にあっては、埼玉県の平均とほぼ同様であり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れない状況ではないため。

上記の決定により、農地法第3条において農地を取得しようとする者は「農地の権利取得後の経営面積が原則として50 a 以上になること」が必要となりますのでご注意ください。

農業委員会の活動に関する 点検・評価及び活動計画を策定

宮代町農業委員会では、「農業委員会の適切な事務実施について」に基づき、前年度の農業委員会の活動の点検・評価を行うとともに、本年度の目標とその達成に向けた活動計画を募集しましたがありませんでした。

意見募集の結果を踏まえ、原案のとおり平成26年5月26日に開催された農業委員会総会において承認されました。これらの内容は町のホームページにて公表しております。

農地の利用状況調査を実施しています

農地法第30条第1項に基づき、町内すべての農地の利用状況調査を行っています。この調査は、農地の有効利用や遊休農地の実態把握と解消対策、農地の違反転用発生防止対策等を推進することを目的に毎年実施されます。

調査期間内(平成26年10月1日～平成27年1月31日)は、農業委員及び調査員が調査のため皆様の農地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。



みんなで取り組む鳥獣害対策

近年、農作物の鳥獣害が増加しています。被害を防ぐためには獣にとって快適な環境になっていないかを見直し、改善することが重要です。

ポイントは「エサ」と「ねぐら」を与えないことです。



知らぬ間に、餌付けをしていませんか？

獣からすると、人が畑で大事に育てている農作物と、形が悪いとか、虫食いだからと捨ててある農作物を区別することはできません。農作物を不用意に廃棄することは、畑をえさ場として認識させていることとなります。

畑をえさ場にしないためのチェック項目

- ぐず野菜を畑のすみや掘っただけの穴に捨てない。
- 収穫が終わった作物をそのままにしない。
- 庭木の果実(カキなど)をいつまでも残しておかない。
- 生ゴミが荒らされたりするのを放置しない。









ねぐらを提供していませんか？

建物の屋根裏や床下に住みつくると、そこを拠点として活動します。被害が長く続くような場合には近くにねぐらがあるのかもしれませんが。普段人気のない建物(廃屋、倉庫、神社仏閣など)が絶好の住まいとなり得ます。近所にねぐらがいないか確認しましょう。

相手のことを知っていますか？

被害の防止対策を検討するには、加害している鳥獣の種類を特定し、その習性を理解した上で侵入防止対策などを考える必要があります。

農作物を加害する主な鳥獣の特徴

タヌキ	アライグマ	ハクビシン	カラス
 指あとは4本	 指あとは5本	 指あとは5本	
倒して上部を食べ、 接地面は残す 	倒してきれいに食べる 	倒さずに きれいに 食べる 	皮をはい だ部分を 食べる 

遊休農地解消活動

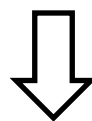
農業委員で構成される遊休農地解消研究会は、町内の遊休農地を少しでも解消するために活動しています。今年度は、和戸地区の約7,500㎡の遊休農地を町民サポーター10名と共に解消活動を行っています。

今年度最初の作業は7月の猛暑の中行われました。背丈ほどある雑草が生えていましたが、草刈と耕耘により、すぐにでも耕作できるような農地に生まれ変わりました。8月下旬にはそばを播種しました。こちらは順調に育っており、きれいな白い花を咲かせています。収穫が待ち遠しいです。

遊休農地解消研究会の活動は、今年で12年目を迎えます。過去11年間で解消した農地はおよそ75,000㎡になります。解消した農地は、毎年新しい担い手に引き継ぐことになっています。

今後も、遊休農地の解消に努めてまいりますので、変わらずのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

Before



After



7月 草刈・耕耘



そばの花

編集後記

秋の農繁期となってまいりました。

さて、昨今の農業を取り巻く情勢はTPP問題をはじめ、農業者の高齢化、さらには後継者難、耕作放棄地の増加など依然厳しい状況にあり、日本の農業は転換期を迎えております。

農林水産省が進めている「人・農地プラン」や遊休農地解消活動などを通して、日本の農業、自然環境が未来へ受け継がれるよう農業委員会として活動してまいりたいと思います。

■■ 農業委員会だより編集委員会 ■■
折原 昇 富田 高治 深井 壽一 小林 明子